

障がい者就労支援企業認証制度の見直しについて（修正版）

1 制度の概要

授産製品の優先調達や障がい者の多数雇用等、障がいのある人の就労支援に積極的に取り組む企業を「障がい者就労支援企業」（以下、企業という。）として認証する制度。

(1) 認証の対象者

道内に事業所を有する企業または協同組合

(2) 認証の要件

障がい者雇用率が2.2パーセント以上であって、障がいのある人の就労支援の取組を継続的に実施していること

(3) 認証基準（認証基準に応じてポイント取得（最高で13ポイント））

① 障がい者雇用率（雇用率2.7%以上（※））

※ 特例子会社及び就労継続支援A型事業所は異なる。

② 授産製品等の販路拡大（授産製品等の販売スペースの無償提供）

③ 授産事業所への優先発注（年50万円以上）

④ 障がい者の職場実習の受入

⑤ 障がい者の職場定着

⑥ その他

障がい者の就労支援に特に寄与する取り組みとして、北海道障がい者就労支援推進委員会で認められたもの（例：社内へのジョブコーチの配置など）

(4) 認証取得のメリット

入札上の優遇、随意契約等の配慮、低利融資、低率信用保証制度の利用、認証マークの使用

2 見直しの背景

障がい者就労支援企業認証制度においては、当該制度実施要綱において、「認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、有効期間の満了日までに、要領に定めるところにより知事に更新申請を行う」こと（第8の2）とされているが、遅延した場合の審査方法等が明確ではなく、また、「障がい者就労支援企業は毎年、認証基準の適合状況について、要領に定めるところにより、知事に報告」すること（第9の1）とされていることについても、年度ごとの適合状況報告の未提出等が散見される一方で、適合状況報告を提出した企業が認証基準を満たさず、認証取り消しになる事例も生じている。

3 主な見直しの内容

- (1) 認証の有効期間満了後に提出された更新申請についても、満了後原則1ヶ月以内に提出された場合は、有効なものとして審査し、新たに認証を決定した日以降において従前の認証の更新(認証番号の使用継続等)を認める。
- (2) 認証基準の適合状況に係る報告については、全ての企業が一律に実施を義務づけられている毎年度の報告を廃止し、認証基準を満たさなくなった場合等、状況に変更があった際に自ら道に対して報告を行うこととし、企業の責任を明確化するとともに、道が必要に応じて企業に報告を求めることができる制度に見直す。

4 制度見直しに係る委員からの意見及び見直し案について

資料2-2(意見一覧)、資料2-3(実施要綱(案)新旧対照表)及び資料2-4(認証手続要領(案)新旧対照表)のとおり